

令和3年度介護職員等特定処遇改善加算

◆介護職員等処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組を一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

◆介護職員等特定処遇改善加算の要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について、「入職促進に向けた取り組み」、「資質の向上」「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい働きがいの醸成」の6区分から3つの区分を選択し、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組見える化を行っていること。

◆見える化要件とは

介護職員等処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等処遇改善加算も含めた処遇加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、事業者のホームページを活用するなど、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

◆職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に掲示致します。

【職場環境要件項目について】

(令和3年度取組項目)

●入職促進に向けた取り組み

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針等、その実現のための施策・取り組みなどの明確化

●資質の向上

- ・働きながら介護福祉士の取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する痰吸引や認知症ケアに関する研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

●労働環境・処遇の改善

- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化
(健康管理会社との産業医委託契約等)

◆当法人の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定状況

	介護職員 処遇改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
介護老人福祉施設けんちの里	I	I
通所介護パレ・フローラ	I	II
認知症型対応型通所介護ひだまり	I	I
パレ・フローラ指定訪問介護事業所	I	I
通所介護ガーデン・ほんむら	I	I